

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長 殿
<b>【提出日】</b>	平成27年 2月27日提出
<b>【発行者名】</b>	カレラアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 内堀 徹
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋兜町10番 3号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	秋永 芳郎
<b>【電話番号】</b>	03 - 5652 - 7290
<b>【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】</b>	3つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）
<b>【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】</b>	( 1 ) 当初申込期間（平成27年 3月16日から平成27年 4月14日まで） 500億円を上限とします。 ( 2 ) 継続申込期間（平成27年 4月15日から平成28年 6月24日まで） 5,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

ただし、愛称として、「全日本スポーツ応援ファンド3」という名称を用いる場合があります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるカレラアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間 500億円を上限とします。

継続申込期間 5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

### （４）【発行（売出）価格】

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

### （５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に対し3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「分配金再投資コース」については、後記「(12)その他」をご参照下さい。

(6) 【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

当初申込期間 平成27年3月16日から平成27年4月14日まで

継続申込期間 平成27年4月15日から平成28年6月24日まで

ただし、継続申込期間中であっても申込日当日が、フランス、ドイツ、オランダ、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

(継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されません。)

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(9) 【払込期日】

当初申込期間

受益権の取得申込者は、当初申込期間中に、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、当初申込期間中における取得申込金額の総額を、当初設定日(平成27年4月15日)に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。)までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社の営業日であっても申込日当日が、フランス、ドイツ、オランダ、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (ご参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記載されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.carrera-am.co.jp/>
- ・電話03-5652-7290(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定した配当収入の確保と中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は500億円、追加信託金の上限額は5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル (日本を含む) 日本 北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般	(隔月) 年12回	欧州		
公債	(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債	日々	オセアニア 中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット 属性（ ）	( )	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資 信託証券（資産 複合（株式、不 動産投信））				
資産複合（ ）				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	目論見書または信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分の定義

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、不動産投信）））	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 当ファンドは、主として外国投資信託受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、不動産投信および株式に投資を行います。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協定が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

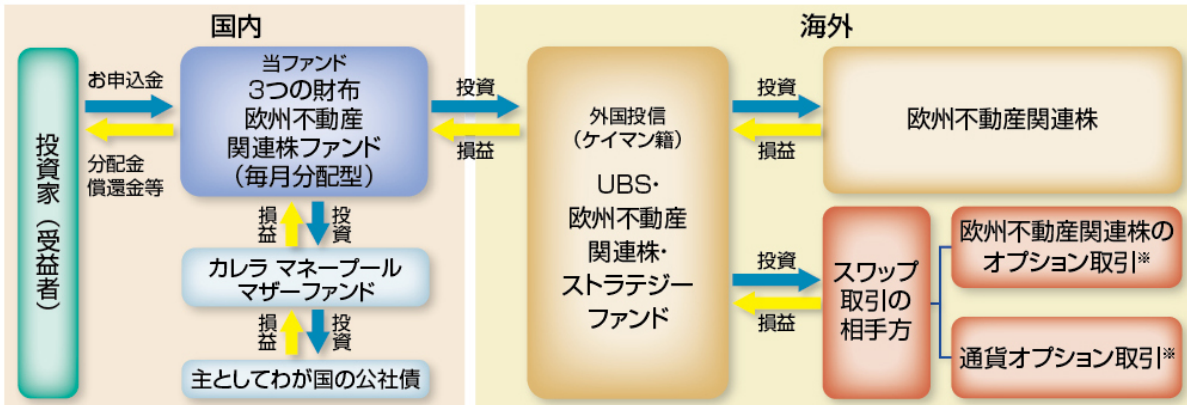
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に欧州の金融商品取引所に上場しているユーロ圏の不動産投資信託受益証券（リート）、不動産株式、建設関連株式等（以下「欧州不動産関連株」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、欧州不動産関連株のオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。

## &lt;ファンドの仕組み&gt;



※当ファンドが投資対象とする外国投信は、UBS銀行ロンドン支店を相手方とするスワップ取引を通じて、欧州不動産関連株式のオプション取引、および通貨オプション取引の損益を受け取ります。

## 戦略の解説

- ① ユーロ圏の不動産関連株に投資します。
  - ② 3つのインカム性収益を獲得する戦略を行います。
  - ③ ユーロ圏の不動産関連株と為替の値上がり益を期待できる戦略です。
- カバードコール戦略の基準価額への影響



※上記は当ファンドの戦略に対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。  
 ※上記は現物の資産に対し約50%の割合でカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。  
 ※市場流動性・環境により50%から大きくかい離する場合があります。

- 2種類のカバードコールはレバレッジをかけるためのオプション取引ではありません。
- 各銘柄の欧州不動産関連株および通貨の値上りを100%抑えるわけではありません。

年12回（原則として毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第2期決算日（平成27年5月25日）から行う予定です。なお、第1計算期間は、平成27年4月15日から平成27年4月27日までとします。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

- ・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

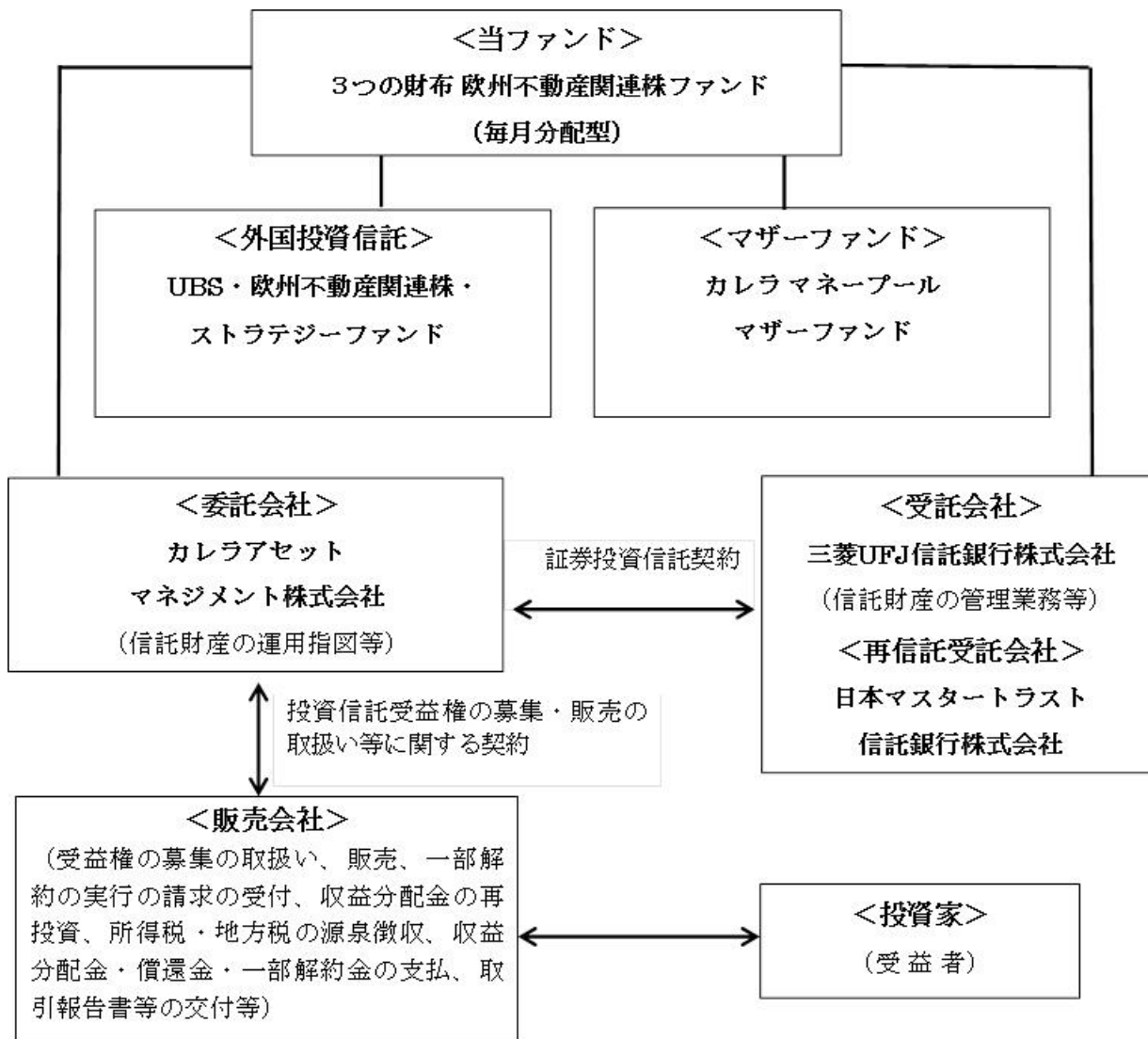
(2)【ファンドの沿革】

平成27年4月15日 信託契約締結、当初設定、運用開始予定



## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

## イ．カレラアセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

## ロ．三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

## ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

## 委託会社の概況

## イ. 資本金の額(平成27年1月末日現在)

資本金 1億6,240万円

発行済株式の総数 790株(普通株式)

## ロ. 委託会社の沿革

平成23年7月 カレラアセットマネジメント株式会社設立

平成24年4月 金融商品取引業登録 関東財務局長(金商)第2636号

## ハ. 大株主の状況(平成27年1月末日現在)

発行済株式の総数(a) および資本金	790株 1億6,240万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)	比率 (b/a)
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目 23番21号	400株	50.6%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 主要投資対象

円建の外国投資信託であるUBS・欧州不動産関連株・ストラテジーファンド受益証券および国内籍証券投資信託であるカレラ マネープール マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ.主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に欧州の金融商品取引所に上場しているユーロ圏の不動産投資信託受益証券（リート）、不動産株式、建設関連株式等（以下「欧州不動産関連株」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、欧州不動産関連株のオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。
- ロ.外国投資信託受益証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、外国投資信託受益証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ハ.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ニ.資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）とします。

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

委託会社は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるUBS・欧州不動産関連株・ストラテジーファンド受益証券のほか、カレラアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたカレラ マネープール マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2.地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 5.コマーシャル・ペーパー
- 6.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 7.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記1.から上記4.までの証券および上記6.の証券または証書のうち上記1.から上記4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1.預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

#### (参考)カレラ マネープール マザーファンドの投資方針

##### (1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

わが国の国債証券、政府保証付債券および政府または日本銀行が保証する取引等(以下「国債等」といいます。)の資産以外の有価証券への投資にあたっては、取得時において、原則として1社以上の信用格付業者等(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。なお、2社以上の信用格付業者等より信用格付を取得している場合は、最も低い信用格付を基準にします(以下同じ。)

(ア) A-2格またはP-2格相当以上の短期信用格付を取得しているもの

(イ) A-格またはA3格相当以上の長期信用格付を取得しているもの

(ウ) 信用格付を取得していない場合には、取得時において委託会社が上記(ア)、(イ)の信用格付と同等の信用度を有すると判断したもの

投資する有価証券または金融商品は、現先取引により取得したものを除き、原則として受渡日から償還日までの期間または取引期間が1年を超えないものとします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の選定方針は、下記概要を参照しております。

## ＜投資先のファンドの概要＞

ファンド名	UBS・欧州不動産関連株・ストラテジーファンド (英名：UBS European Real Estate Strategy Fund)
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建
運用の基本方針 主な投資対象	主として欧州の金融商品取引所に上場しているユーロ圏の不動産投資信託受益証券(リート)、不動産株式、建設関連株式等(以下「欧州不動産関連株」といいます。)に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 また、スワップ取引を通じて、実質的に欧州不動産関連株のオプション取引(コールオプションの売却)および通貨オプション取引(ユーロ対円コールオプションの売却)の損益に連動する投資成果を享受します。
投資態度 (運用方針)	〔欧州不動産関連株投資〕 1. 主として欧州の金融商品取引所に上場しているユーロ圏の不動産投資信託受益証券(リート)、不動産株式、建設関連株式等(以下「欧州不動産関連株」といいます。)に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 2. 欧州不動産関連株の投資にあたっては、STOXX 欧州600不動産指数およびSTOXX 欧州600建設・資材指数の採用銘柄を参照して、運用を行います。ただし、当ファンドのパフォーマンスは、当該指数の構成比率の変更やスワップ取引の損益等の影響により、当該指数に直接連動することを目指したものではありません。 〔欧州不動産関連株のコールオプションに関するスワップ取引〕 1. スワップ取引を通じて、実質的に当ファンドが保有する欧州不動産関連株を対象としたオプション取引(コールオプションの売却)の損益に連動する投資成果を享受します。 2. 当該スワップ取引の想定元本の額は、取得時において当ファンドが保有する欧州不動産関連株評価額の概ね50%を上限とします。 〔通貨コールオプションに関するスワップ取引〕 1. スワップ取引を通じて、実質的にユーロ対円を対象としたオプション取引(コールオプションの売却)の損益に連動する投資成果を享受します。 2. 当該スワップ取引の想定元本の額は、取得時において当ファンドが保有するユーロ建資産総額の概ね50%を上限とします。 ※資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 不動産投資信託受益証券(リート)および株式への投資割合には、制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3. 同一銘柄の不動産投資信託受益証券(リート)および株式への投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とします。
設定日	2015年4月16日
信託期間	無期限(信託設定日：2015年4月16日)
決算日	毎年3月末日
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
購入時手数料 換金時手数料 信託財産留保額	ありません。
運用管理費用 (信託報酬等)	純資産総額に対して、年率0.54%程度 ※上記料率には、管理会社・投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行、スワップ取引相手方への報酬が含まれます。 ただし、管理事務代行会社と保管銀行への報酬は最低年間報酬額(管理事務代行会社は65,000米ドル、保管銀行は12,000米ドル)が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。また、受託会社への報酬(固定報酬として年額20,000米ドル)が別途かかります。
その他の費用・ 手数料等	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、その他の費用・手数料等を信託財産から支払います。なお、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
主な関係法人	管理会社・投資顧問会社：UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SA 受託会社・管理事務代行会社：BNYメロン・ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド 副管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店) 保管銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン スワップ取引相手方：UBS銀行ロンドン支店
ファンド名	カレラ マネーボール マザーファンド
商品分類	親投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資態度	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
主な投資制限	1. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り、行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 2. 外貨建資産への投資は行いません。
信託設定日	平成26年7月1日
決算日	年2回：原則として、毎年6月15日、12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	無分配(期中には分配を行いません。)
信託報酬	信託報酬を受取しません。
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

◆上記の内容は、本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

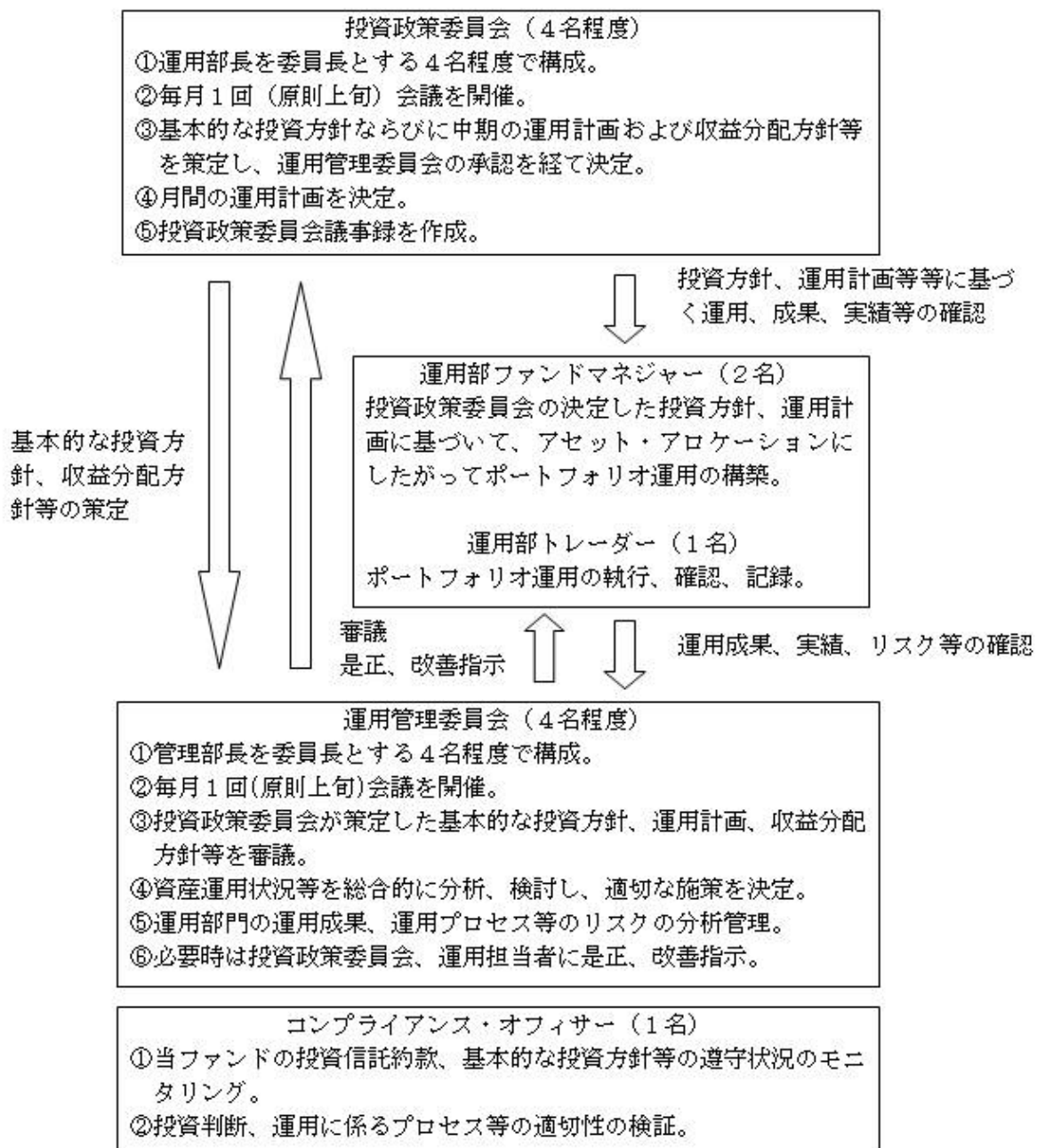
## (3) 【運用体制】

## 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドについて、委託会社の投資政策委員会が、運用部が企画、立案して作成した商品概要に基づいて、基本的な投資方針である運用哲学（運用の目的）、運用プロセス、運用手法ならびに中期（四半期または半期をいいます。）の運用計画および収益の分配方針等を策定し、運用管理委員会の承認を経て決定し、さらに原則として毎月上旬に、前月までの実績を分析したうえで、月間および中期の運用計画を決定する運用体制としております。

また、運用管理委員会、コンプライアンス・オフィサーにおいて、運用管理、リスク管理等を行い、必要があれば、投資政策委員会、運用担当者に是正、改善を指示します。



#### 内部管理体制

当ファンドの投資信託約款、基本的な投資方針等に則した適正な運営を行うべく、管理部門により運用管理業務、コンプライアンス部門によるモニタリングおよび内部監査室による業務監査を行い、適切性の確保に努める体制としております。また、運用管理委員会において当ファンドの資産運用状況等を総合的に分析、検討し適切な施策を決定するとともに、運用部門の運用成果、運用プロセス等のリスク管理を行います。また、必要なときは、投資政策委員会、運用担当者に是正、改善指示を行い、その結果を検証します。

なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（投資信託業務に係る方法書、投資信託財産運用に係る業務運営規程、投資信託財産運用に係る細則等の社内規程、その他業務に関係する社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は平成27年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年12回（原則として毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第2期決算日（平成27年5月25日）から行う予定です。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

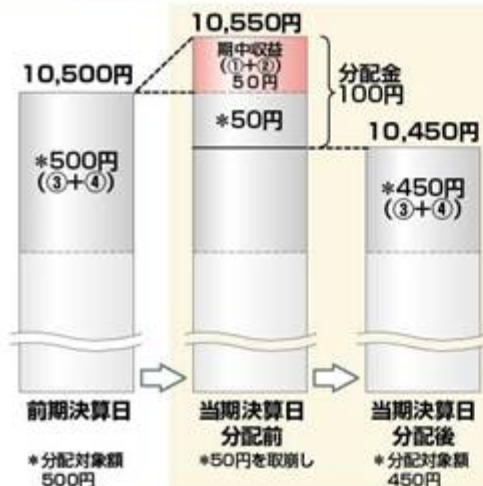
投資信託で分配金が支払われるイメージ



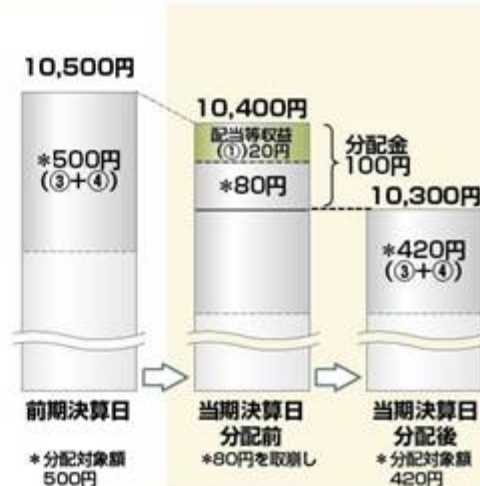
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



## （５）【投資制限】

### < 信託約款による投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 公社債の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

ロ．上記イ．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ．上記イ．の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### （参考）カレラ マネープール マザーファンドの投資制限

同一法人等が発行したもしくは取り扱う投資対象資産（国債等を除きます。）への投資（現先取引による投資を除きます。）の合計額は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一法人等を相手方とする取引期間が5営業日以内のコール・ローンでの運用は、上記の規定を適用しません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲内で行います。

スワップ取引は、約款第19条の範囲内で行います。

#### <法令等による投資制限>

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動き等により影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### 欧州不動産関連株の価格変動リスク

外国投資信託においては実質的にユーロ圏の不動産投資信託受益証券（リート）、不動産株式、建設関連株式等（以下「欧州不動産関連株」といいます。）に投資しますので、ファンドの基準価額は、欧州不動産関連株の価格変動の影響を受けます。欧州不動産関連株の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 為替変動リスク

外国投資信託においては実質的な組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する外貨建て資産の為替変動の影響を受けます。円高局面となり外貨建て組入資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

#### カバードコール戦略に伴うリスク

- ・外国投資信託においては、実質的にユーロ建ての欧州不動産関連株に投資するとともに、カバードコール戦略により、各銘柄の欧州不動産関連株のコールオプションの売却および円に対するユーロのコールオプションの売却を行います。このため、コールオプションの売却後に、欧州不動産関連株や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合などには、売却オプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、損益は営業日毎に時価評価され基準価額に反映されます。
- ・カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の、各銘柄の欧州不動産関連株の価格や為替レートの水準、権利行使価格水準、欧州不動産関連株の価格や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、予想される各銘柄の配当、金利水準、市場での需給関係など複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
- ・カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日において欧州不動産関連株の価格や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えずに欧州不動産関連株のみに投資した場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
- ・換金やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- ・追加やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を積み増した場合、積み増しに伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

・カバードコール戦略において特定の権利行使期間で欧州不動産関連株の価格や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際（ロール取引）の欧州不動産関連株や為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後欧州不動産関連株の価格や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。

当ファンドでは、投資先ファンドを通じて欧州不動産関連株に投資を行いますが、欧州不動産関連株のカバードコール戦略ではコールオプションの売却が出来ない銘柄もあると想定されるため、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。

・当初設定時、ロール取引日が休業日のとき、各国のオプション取引の決済制度に違いがあるとき、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予測されるとき、償還の準備に入ったとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、カバードコール戦略を行えない場合があります。

#### スワップ取引に伴うリスク

外国投資信託におけるスワップ取引は、実質的にカバードコール戦略の投資成果を享受する契約です。取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することが出来ない可能性があることから損失を被る場合があります。

外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取引する欧州不動産関連株やオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、市場における取引の不成立や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、外国投資信託の基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 信用リスク

欧州不動産関連株を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、欧州不動産関連株の価格は下落し、外国投資信託の基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### 特定業種への集中投資に関するリスク

外国投資信託においては特定の業種(欧州不動産関連株セクター)に集中的に投資するため、株式市場全体と基準価額の値動きが異なる場合があります。また、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額が大きく変動する場合があります。

#### 解約による外国投資信託の資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約による外国投資信託の資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

#### 資金移動に係るリスク

外国投資信託の主要投資対象国である欧州政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に外国投資信託の受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、外国投資信託の受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に外国投資信託の運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

#### 「カレラ マネープール マザーファンド」

##### 価格変動リスク

公社債は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には公社債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

#### (2) 買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付、ご換金に制限を設けることがあります。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

#### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

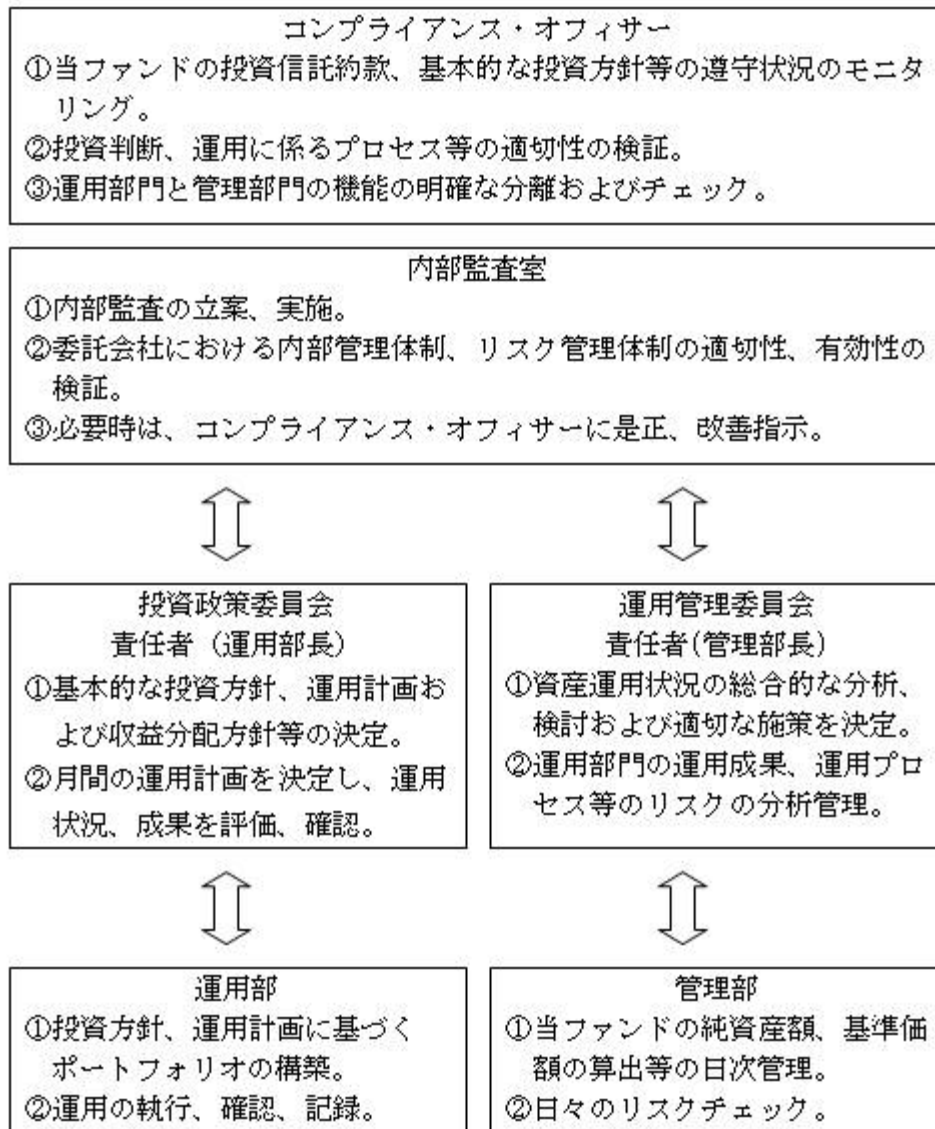
当ファンドは、受益権口数が3億口を下回ることとなったとき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## (3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



## リスク管理担当部署等の概要

## コンプライアンス・オフィサー

- ・ 関係する法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部、管理部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資信託約款の遵守等、運用部、管理部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
  - ・ 関係する法令諸規則、投資信託約款の遵守状況のモニタリング
  - ・ 取引の妥当性のチェック、検証
  - ・ 利益相反取引のチェック、検証

## 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成27年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## (参考情報)

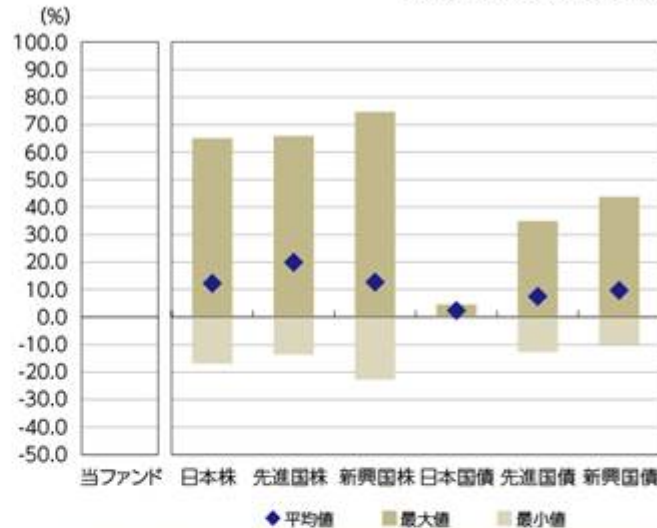
### ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

本書作成日現在、該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2010年2月末～2015年1月末



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
平均値	—	12.3	19.9	12.7	2.4	7.5	9.7
最大値	—	65.0	65.7	74.5	4.5	34.9	43.7
最小値	—	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。

#### 各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス—エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

##### (3)【信託報酬等】

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.56492%（税抜1.449%）の率を乗じて得た額とします。

・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	年率0.56160%（税抜0.520%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.97200%（税抜0.900%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.03132%（税抜0.029%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。



ファンドの主要投資対象の1つである以下の投資信託証券についても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.10492%程度（税込・年率）となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）
UBS・欧州不動産関連株・ストラテジーファンド	0.54%程度

- 1 上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
- 2 上記料率には、管理会社・投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行、スワップ取引相手方への報酬が含まれます。ただし、管理事務代行会社と保管銀行への報酬は最低年間報酬額（管理事務代行会社は65,000米ドル、保管銀行は12,000米ドル）が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。また、受託会社への報酬（固定報酬として年額20,000米ドル）が別途かかります。
- 3 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、その他の費用・手数料等を信託財産から支払います。なお、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前記、  
、  
の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1. 法律顧問に対する報酬および費用
2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6. 組入有価証券等の取引に伴う手数料および租税
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
8. 証券投資信託管理事務委託手数料
9. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
10. その他、投資信託設定に伴う諸費用
  - ・ 監査費用：ファンド監査にかかる費用
  - ・ 売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料
  - ・ 保管費用：資産を海外で保管する場合の費用

委託会社は前記、  
、  
に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了

のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税の取扱いについて

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

### 1. 個人受益者の場合

#### イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20% (所得税15%および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます (原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。 )。

#### ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益 (譲渡益) は譲渡所得として、20% (所得税15%および地方税5%) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

解約時および償還時の差損 (譲渡損) については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等 (申告分離課税を選択したものに限り) と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

### 2. 法人受益者の場合

#### イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、15% (所得税のみ) の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

## 個別元本

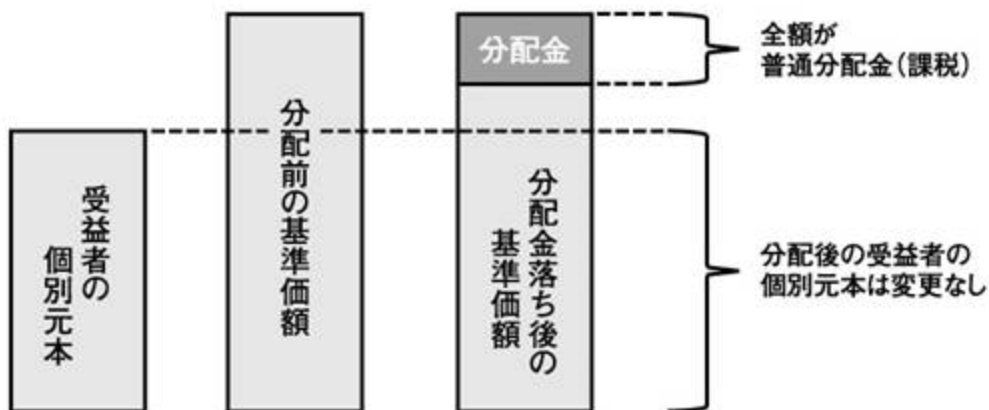
- イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。
- ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

## 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

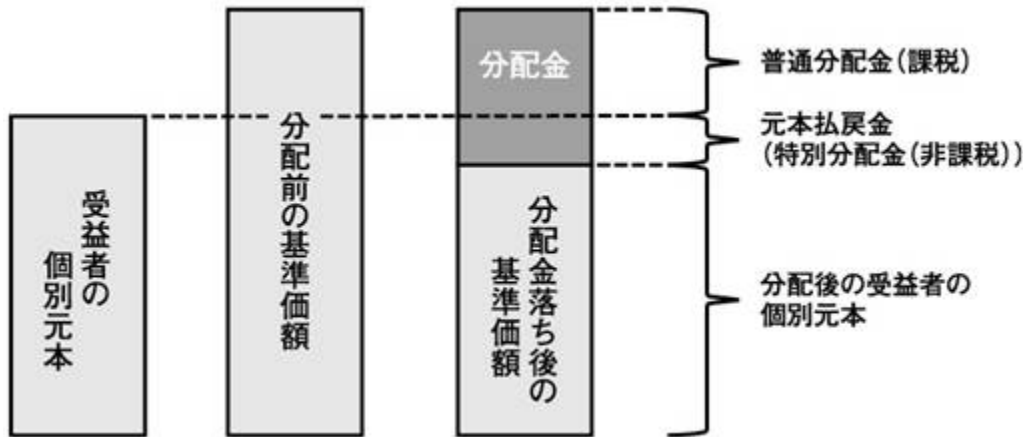
- イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。
- ロ．受益者が収益分配金を受け取る際
  - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
  - ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## <分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.carrera-am.co.jp/>
- ・電話03 - 5652 - 7290（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 5【運用状況】

当ファンドは、平成27年4月15日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、下記の各項目に記載すべき事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

### (参考情報)

当ファンドは、平成27年4月15日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、下記の各項目に記載すべき事項はありません。

#### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

#### 分配の推移

該当事項はありません。

#### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

#### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドにはベンチマークはありません。

(注) ファンドの運用実績は、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとし、

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとし、申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、フランス、ドイツ、オランダ、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとし、

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、フランス、ドイツ、オランダ、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：全日本応援3）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.carrera-am.co.jp/>

・電話番号 03-5652-7290（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。ただし、販売会社によっては、買取請求の受け付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。

なお、振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。





### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：全日本応援3）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

##### 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

##### イ．外国投資信託

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ロ．マザーファンド

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ハ．マザーファンドの主な運用対象資産の評価基準および評価方法

- ・ 公社債等 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)  
金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)  
価格情報会社の提供する価額

#### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託契約締結日から平成37年3月25日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。従って、第1計算期間は平成27年4月15日から平成27年4月27日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成37年3月25日とします。

## (5)【その他】

## 信託の終了

- イ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ニ．上記ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．上記ハ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ヘ．上記ハ．からホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ．からホ．までの手続を行うことが困難な場合も同様とします。

## 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 のイ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係法人との契約の更改等

#### <投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

#### 運用報告書

- イ．委託会社は、6ヵ月ごと(毎年3月および9月の決算日を基準とします。)および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- ロ．委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。
- ハ．上記ロ．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 公告

イ．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。

ロ．イ．の電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めません。

#### 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4【受益者の権利等】

### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

### 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日))から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

### 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目から受益者に支払われます。

### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が上記の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「3 資産管理等の概要(5)その他 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「3 資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**帳簿閲覧権**

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.carrera-am.co.jp/>
- ・電話03 - 5652 - 7290（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドは、平成27年4月15日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、下記の各項目に記載すべき事項はありません。

#### 1【財務諸表】

##### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### (3)【注記表】

該当事項はありません。

##### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者名簿について

作成しません。

### 3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

### 4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に對抗することができません。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等（平成27年1月末日現在）

資本金の額

1億6,240万円

会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

発行済株式総数

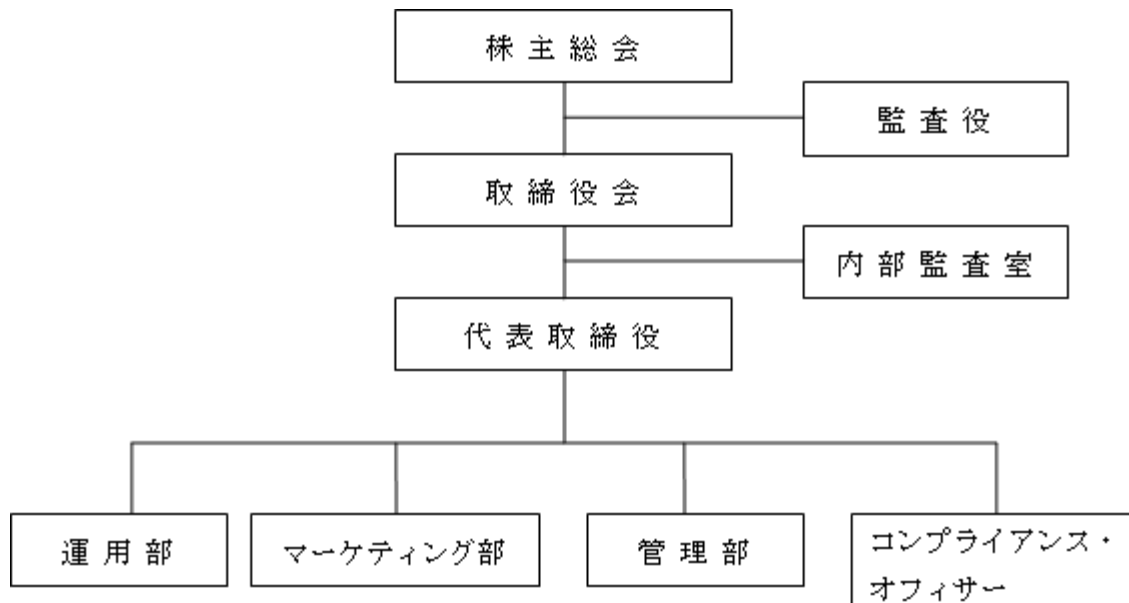
790株（普通株式）

過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成23年7月19日	会社設立時の資本	5,000万円
平成24年6月18日	5,000万円	10,000万円
平成26年8月20日	6,240万円	16,240万円

##### (2) 委託会社の機構

会社の組織図



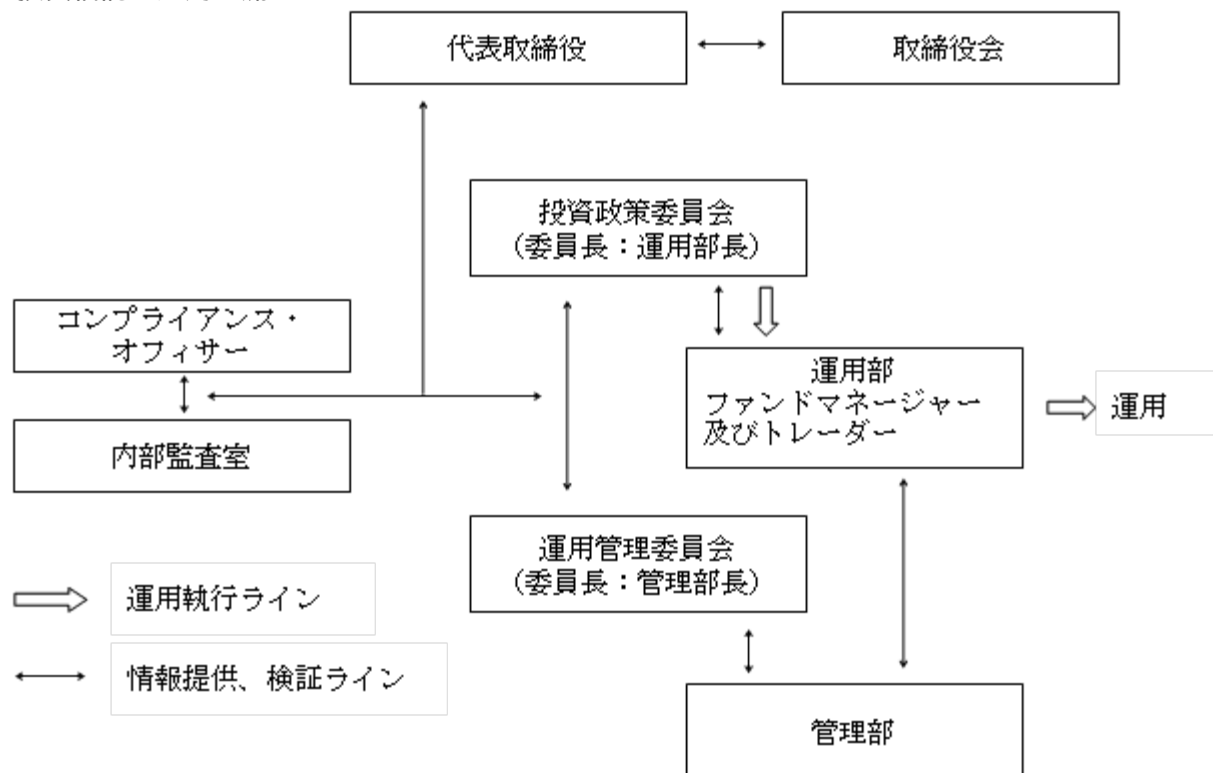
(注) 上記組織は、平成27年1月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。



### 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

### 投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、平成27年1月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

平成27年1月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	13本	60,225百万円
私募	追加型	株式投資信託	1本	1百万円
合計			14本	60,226百万円

(親投資信託を除く)

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (3) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。
- また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人により中間監査を受けております。

## 財務諸表等

## 1 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第2期 (平成25年3月31日現在)		第3期 (平成26年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1		現金及び預金	104,987		98,105
2		立替金	4,496		4,390
3		前払費用	2,416		2,450
4		未収委託者報酬	21,304		73,094
5		未収入金	3,067		9,350
6		繰延税金資産	-		4,889
7		その他	648		-
		流動資産合計	136,919		192,280
固定資産					
1	1	有形固定資産	2,270		2,427
		(1) 器具備品	2,270	2,427	
2		無形固定資産	1,787		1,731
		(1) ソフトウェア	1,787	1,731	
3		投資その他の資産	29,684		20,495
		(1) 繰延税金資産	29,684	20,495	
		固定資産合計	33,742		24,653
繰延資産					
1	2	創立費	361		250
2		入会金	4,083		3,083
		繰延資産合計	4,445		3,333
		資産合計	175,107		220,268

区分	注記 番号	第2期 (平成25年3月31日現在)		第3期 (平成26年3月31日現在)		
		金額(千円)		金額(千円)		
(負債の部)						
流動負債						
1 未払金	3		21,664		56,599	
(1) 未払手数料		12,661		40,165		
(2) その他未払金		9,002		16,433		
2 未払法人税等			290		1,248	
3 未払消費税等			-		4,087	
4 賞与引当金			2,277		5,550	
流動負債合計			24,231		67,485	
固定負債						
1 退職給付引当金				1,252		1,293
固定負債合計				1,252		1,293
負債合計			25,483		68,778	
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			100,000		100,000	
2 資本剰余金			100,000		100,000	
(1) 資本準備金		100,000		100,000		
3 利益剰余金			50,375		48,510	
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		50,375		48,510		
株主資本合計			149,624		151,489	
純資産合計			149,624		151,489	
負債及び純資産合計			175,107		220,268	

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第2期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第3期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			28,985		270,783
営業収益合計			28,985		270,783
営業費用					
1 支払手数料	1		16,972		151,956
2 委託計算費			9,413		12,552
3 調査費			2,258		2,863
4 営業雑経費			6,818		7,081
(1) 通信費		1,448		1,255	
(2) 協会費		468		558	
(3) 印刷費		4,901		5,267	
営業費用合計			35,463		174,453
一般管理費					
1 給料			54,889		63,999
(1) 役員報酬		12,053		13,831	
(2) 給料・手当		32,746		36,109	
(3) 賞与		2,943		5,897	
(4) 法定福利費		7,145		8,161	
2 広告宣伝費			-		5,066
3 旅費交通費			2,546		2,747
4 不動産賃借料			1,883		2,054
5 業務委託費			1,300		2,584
6 賞与引当金繰入			2,277		5,550
7 退職給付引当金繰入			3,081		2,036
8 租税公課			410		46
9 減価償却費	2		1,031		1,241
10 その他一般管理費			1,048		2,503
一般管理費合計			68,468		87,830
営業利益			74,946		8,498

区分	注記 番号	第2期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第3期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益	3				
1 受取利息			25		12
2 雑収入			13		15
営業外収益合計			38		28
営業外費用					
1 繰延資産償却			1,027		1,111
営業外費用合計			1,027		1,111
経常利益			75,935		7,416
税引前当期純利益			75,935		7,416
法人税、住民税及び事業税			290		1,250
法人税等調整額		28,290		4,299	
当期純利益			47,935		1,865

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

区分	第 2 期	第 3 期
	(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,000	100,000
当事業年度中の変動額		
増資	50,000	-
当事業年度中の変動額合計	50,000	-
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	50,000	100,000
当事業年度中の変動額		
増資	50,000	-
当事業年度中の変動額合計	50,000	-
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金合計		
当期首残高	50,000	100,000
当事業年度中の変動額		
増資	50,000	-
当事業年度中の変動額合計	50,000	-
当期末残高	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,440	50,375
当事業年度中の変動額		
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	47,935	1,865
当期末残高	50,375	48,510

区分	第2期	第3期
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
利益剰余金合計		
当期首残高	2,440	50,375
当事業年度中の変動額		
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	47,935	1,865
当期末残高	50,375	48,510
株主資本合計		
当期首残高	97,559	149,624
当事業年度中の変動額		
増資	100,000	-
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	52,064	1,865
当期末残高	149,624	151,489
純資産合計		
当期首残高	97,559	149,624
当事業年度中の変動額		
増資	100,000	-
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	52,064	1,865
当期末残高	149,624	151,489



## 重要な会計方針

1 繰延資産の償却方法	<p>(1) 創立費 繰延資産として計上した創立費は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。</p> <p>(2) 入会金 繰延資産として計上した一般社団法人投資信託協会への入会金は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第2期 (平成25年3月31日現在)	第3期 (平成26年3月31日現在)
<p>1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額  器具備品 642千円  無形固定資産の減価償却累計額  ソフトウェア 494千円</p> <p>2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却累計額 1,111千円  創立費償却累計額 194千円  入会金償却累計額 916千円</p> <p>3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。  (流動負債)  未払手数料 12,017千円</p>	<p>1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額  器具備品 1,326千円  無形固定資産の減価償却累計額  ソフトウェア 1,050千円</p> <p>2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却累計額 2,222千円  創立費償却累計額 306千円  入会金償却累計額 1,916千円</p> <p>3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。  (流動負債)  未払手数料 39,815千円</p>

## （損益計算書関係）

第2期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第3期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <p>支払手数料 16,815千円</p> <p>2. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p> <p>減価償却費額 1,031千円  有形固定資産減価償却費額 574千円  無形固定資産減価償却費額 456千円</p> <p>3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却額 1,027千円  創立費償却額 111千円  入会金償却額 916千円</p>	<p>1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <p>支払手数料 150,723千円</p> <p>2. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p> <p>減価償却費額 1,241千円  有形固定資産減価償却費額 684千円  無形固定資産減価償却費額 556千円</p> <p>3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却額 1,111千円  創立費償却額 111千円  入会金償却額 1,000千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	200株	200株	-	400株
合計	200株	200株	-	400株

(注) 普通株式の発行済株式の増加は、新株の発行による増加であります。

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	400株	-	-	400株
合計	400株	-	-	400株

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」  
を行っております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末 残高相当額
コピー複合機一式	748	174	574
合計	748	174	574

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 143千円

1年超 441千円

合計 585千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 165千円

減価償却費相当額 149千円

支払利息相当額 27千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

## 第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」  
を行っております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末 残高相当額
コピー複合機一式	748	324	424
合計	748	324	424

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 150千円

1年超 291千円

合計 441千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 165千円

減価償却費相当額 149千円

支払利息相当額 21千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

（金融商品に関する注記）

第2期（平成25年3月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定しており、当期会計期間において親会社からの出資を募って資金調達を行っております。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	104,987	104,987	-
(2) 未収委託者報酬	21,304	21,304	-
(3) 未収入金	3,067	3,067	-
資産計	129,358	129,358	
(4) 未払金	(21,664)	(21,664)	-
未払手数料	(12,661)	(12,661)	-
その他未払金	(9,002)	(9,002)	-
負債計	(21,664)	(21,664)	

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(4) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

第3期（平成26年3月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	98,105	98,105	-
(2) 未収委託者報酬	73,094	73,094	-
(3) 未収入金	9,350	9,350	-
資産計	180,550	180,550	
(4) 未払金	(56,599)	(56,599)	-
未払手数料	(40,165)	(40,165)	-
その他未払金	(16,433)	(16,433)	-
負債計	(56,599)	(56,599)	

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

## (4) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第2期（平成25年3月31日現在）

- 1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 2．その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 3．時価評価されていない有価証券  
該当事項はありません。

第3期（平成26年3月31日現在）

- 1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 2．その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 3．時価評価されていない有価証券  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

項目	第2期	第3期
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	(流動)	(流動)
	貯蔵品 446	貯蔵品 359
	賞与引当金 897	賞与引当金 2,000
	未払金 154	未払金 150
	合計 1,499	未払事業税 48
	評価性引当額 -1,499	繰越欠損金 2,330
	合計 0	合計 4,889
		評価性引当額 0
		合計 4,889
	(固定)	(固定)
	退職給付引当金 464	退職給付引当金 466
	長期前払費用 71	長期前払費用 52
	繰越欠損金 29,164	繰越欠損金 19,976
合計 29,700	合計 20,495	
評価性引当額 -15	評価性引当額 0	
合計 29,684	合計 20,495	
繰延税金資産合計 29,684	繰延税金資産合計 25,385	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	純損失のため、税率差異の注記は記載しておりません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	13,344	投資運用業
スイス株式ファンド	5,693	投資運用業
カレラ Jリートファンド	9,790	投資運用業
メキシコ株式ファンド	157	投資運用業

## セグメント情報

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	26,133	投資運用業
スイス株式ファンド	21,501	投資運用業
カレラ Jリートファンド	135,975	投資運用業
メキシコ株式ファンド	20,478	投資運用業
オランダ株式ファンド	22,323	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	11,079	投資運用業
ロシア株式ファンド	9,385	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	16,610	投資運用業
イタリア株式ファンド	6,356	投資運用業
フランス株式ファンド	937	投資運用業

## （関連当事者との取引）

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,850	金融商品 取引業者	100	あり	投資信託 の販売等	証券代行	16,815	未払手数料	12,017

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （1）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

## （2）重要な関連会社

該当事項はありません。

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,850	金融商品 取引業者	100	あり	投資信託 の販売等	証券代行	150,723	未払手数料	39,815

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （1）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

## （2）重要な関連会社

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報)

第 2 期 ( 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	374,060円69銭
1 株当たり当期純損失( )	134,272円26銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## (注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	149,624
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	149,624
普通株式の当事業年度末株式数(株)	400

## (注) 1 株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( )(千円)	47,935
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	47,935
普通株式の当期中平均株式数(株)	357

## 第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	378,724円34銭
1株当たり当期純利益	4,663円65銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	151,489
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	151,489
普通株式の当事業年度末株式数(株)	400

## (注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	1,865
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,865
普通株式の当期中平均株式数(株)	400

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 中間財務諸表等

## 1 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金			238,233
2 立替金			5,904
3 前払費用			6,356
4 未収委託者報酬			91,896
5 未収入金			13,056
6 繰延税金資産			18,897
流動資産合計			374,344
固定資産			
1 有形固定資産	1		2,392
(1) 器具備品		2,392	
2 無形固定資産			1,452
(1) ソフトウェア		1,452	
3 投資その他の資産			499
(1) 繰延税金資産		499	
固定資産合計			4,344
繰延資産			
1 創立費	2		194
2 入会金			2,583
繰延資産合計			2,778
資産合計			381,467

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
<b>(負債の部)</b>			
<b>流動負債</b>			
1 未払金			79,566
(1) 未払手数料	3	52,686	
(2) その他未払金		26,879	
2 未払法人税等			2,439
3 未払消費税等			4,821
4 預り金			10
5 賞与引当金			5,410
<b>流動負債合計</b>			<b>92,247</b>
<b>固定負債</b>			
1 退職給付引当金			1,258
<b>固定負債合計</b>			<b>1,258</b>
<b>負債合計</b>			<b>93,506</b>
<b>(純資産の部)</b>			
<b>株主資本</b>			
1 資本金			162,400
2 資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3 利益剰余金			36,839
(1) その他利益剰余金			
<b>繰越利益剰余金</b>		<b>36,839</b>	
<b>株主資本合計</b>			<b>287,960</b>
<b>純資産合計</b>			<b>287,960</b>
<b>負債及び純資産合計</b>			<b>381,467</b>

## ( 2 ) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)	
		金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			242,464
営業収益合計			242,464
営業費用			
1 支払手数料	1		148,463
2 委託計算費			6,515
3 調査費			1,821
4 営業雑経費			17,622
( 1 ) 通信費		745	
( 2 ) 協会費		604	
( 3 ) 印刷費		16,273	
営業費用合計			174,423
一般管理費			
1 給料			29,882
( 1 ) 役員報酬		6,003	
( 2 ) 給料・手当		19,725	
( 3 ) 賞与		16	
( 4 ) 法定福利費		4,137	
2 広告宣伝費			3,500
3 旅費交通費			2,317
4 不動産賃借料			1,027
5 業務委託費			900
6 賞与引当繰入			5,410
7 退職給付引当金繰入			943
8 租税公課			1,062
9 減価償却費	2		703
10 その他一般管理費			2,385
一般管理費合計			48,132
営業利益			19,908

		当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		
営業外収益	3			
1 受取利息			4	
2 雑収入			15	
3 賞与引当金戻入			150	
4 為替差益			1	
営業外収益合計			170	
営業外費用				
1 繰延資産償却			555	
2 雑損失			2	
営業外費用合計			558	
経常利益			19,521	
税引前中間純利益		19,521		
法人税、住民税及び事業税		1,862		
法人税等調整額		5,988		
中間純利益		11,671		

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
区分	金額(千円)
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当中間会計期間の変動額	
増資	62,400
当中間会計期間の変動額合計	62,400
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	100,000
当中間会計期間の変動額	
増資	62,400
当中間会計期間の変動額合計	62,400
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	100,000
当中間会計期間の変動額	
増資	62,400
当中間会計期間の変動額合計	62,400
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	-48,510
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	11,671
当中間会計期間末残高	-36,839

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
区分	金額（千円）
利益剰余金合計	
当期首残高	-48,510
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	11,671
当中間会計期間末残高	-36,839
株主資本合計	
当期首残高	151,489
当中間会計期間の変動額	
増資	124,800
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	136,471
当中間会計期間末残高	287,960
純資産合計	
当期首残高	151,489
当中間会計期間の変動額	
増資	124,800
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	136,471
当中間会計期間末残高	287,960

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 繰延資産の償却方法	(1) 創立費 繰延資産として計上した創立費は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。 (2) 入会金 繰延資産として計上した一般社団法人投資信託協会への入会金は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	1,752千円
無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	1,329千円
2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。	
繰延資産償却累計額	2,778千円
創立費償却累計額	361千円
入会金償却累計額	2,416千円
3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。	
(流動負債)	
未払手数料	52,686千円

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	
1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。	
支払手数料	147,189千円
2. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
減価償却費額	703千円
有形固定資産減価償却費額	425千円
無形固定資産減価償却費額	278千円
3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。	
繰延資産償却額	555千円
創立費償却額	55千円
入会金償却額	500千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	400株	390株	-	790株
合計	400株	390株	-	790株

（注）普通株式の発行済株式の増加は、新株の発行による増加であります。

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。



## (リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」  
を行っております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	当中間会計期間末 残高相当額
コピー複合機一式	748	399	349
合計	748	399	349

## (2) 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内 153千円

1年超 214千円

合計 367千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 82千円

減価償却費相当額 74千円

支払利息相当額 8千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分  
配方法については、利息法によっております。

## （金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	238,233	238,233	-
(2) 未収委託者報酬	91,896	91,896	-
(3) 未収入金	13,056	13,056	-
資産計	343,185	343,185	
(4) 未払金	(79,566)	(79,566)	-
未払手数料	(52,686)	(52,686)	-
その他未払金	(26,879)	(26,879)	-
負債計	(79,566)	(79,566)	

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## （注）1．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

## (4) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
	単位：千円
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 (流動) 貯蔵品 1,177 賞与引当金 1,950 未払金 38 未払事業税 298 繰越欠損金 15,432 合計 18,897 評価性引当額 0 合計 0 (固定) 退職給付引当金 453 長期前払費用 45 繰越欠損金 0 合計 499 評価性引当額 0 合計 0 繰延税金資産合計 19,396
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 36.05% (調整) 交際費等永久に 損金算入されない項目 1.40% 役員賞与等永久に 損金算入されない項目 2.49% 住民税均等割額 0.74% その他 0.47% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 40.21%

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	13,383	投資運用業
スイス株式ファンド	10,431	投資運用業
カレラ Jリートファンド	76,368	投資運用業
メキシコ株式ファンド	10,743	投資運用業
オランダ株式ファンド	11,988	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	10,632	投資運用業
ロシア株式ファンド	7,723	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	22,039	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,676	投資運用業
フランス株式ファンド	13,737	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	53,739	投資運用業

## ( 1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	364,507円50銭
1株当たり当中間会計期間純利益	23,867円46銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (注) 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	287,960
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	287,960
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

## (注) 1株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	11,671
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	11,671
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	489

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、およびにおいて同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 324,279百万円（平成27年1月末日現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額 10,000百万円（平成27年1月末日現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

#### 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500百万円	同上
三木証券株式会社	500百万円	同上

平成27年1月末日現在

### 2【関係業務の概要】

#### 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管、管理、基準価額の計算等を行います。

#### 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い、再投資等に関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、平成27年1月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、当ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、当ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
4. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
5. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
6. 目論見書は、電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月16日

カレラアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御 中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

カレラアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
- (注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。